

京都市京北地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第1条 京都市京北地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、京都市右京区京北地域における公共交通を「持続可能で利用しやすい『地域が育む』京北の公共交通」とするため、京北ふるさとバスをはじめとする京北地域の公共交通のあり方の見直しや改善を行い、再構築を図ることを目的として設置する。

（協議事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）京北地域の公共交通の見直しや改善に関する事項
- （2）ふるさとバスの運営改善に関する事項
- （3）広域的な公共交通の利便性向上に関する事項
- （4）公共交通空白地有償運送に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、第5条に定める会長が必要と認める事項

（構成委員）

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
 - （2）都市計画局歩くまち京都推進室長
 - （3）右京区役所副区長（京北出張所長）
 - （4）京北地域の生活交通に関わる一般乗合旅客自動車運送事業者
 - （5）京北地域の住民又は利用者の代表
 - （6）国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官
 - （7）京都市域交通圏の一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - （8）建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所長
 - （9）京都府右京警察署交通課長
 - （10）京都府右京警察署京北交番所長
 - （11）京北地域において自家用有償旅客運送を行う事業者
- 2 前項各号に掲げる者のほか、第5条に定める会長が、会議の運営上必要と認められる者を委員として加えることができる。
- 3 同条第1項第1号から第11号までに掲げる委員については、会議に代理人を出席させることができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者が会長となる。

2 会長は会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、委員の中から会長が予め指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の多数で議決する。

(協議結果の取扱い)

第7条 会議の委員その他京北地域の公共交通に関わる関係者は、会議の協議結果を尊重し、その誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。